

定 款

宮崎県職業能力開発協会

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、宮崎県の区域内において職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他職業能力開発促進法の規定に基づく職業能力の開発及び向上）の促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、宮崎県職業能力開発協会（以下「宮崎県協会」という。）と称する。

(事務所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3 に置く。

第 2 章 業 務

(業 務)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。
 - (2) 職業訓練に関する技術的事項について事業主、労働者等に対して相談に応じ並びに必要な指導及び援助を行うこと。
 - (3) 事業主、労働者等に対して、技能労働者に関する情報の提供等を行うこと。
 - (4) 事業主等の行う職業訓練に従事する者の研修を行うこと。
 - (5) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
 - (6) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。
 - (7) 会員等の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと。
 - (8) 無料の職業紹介事業を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練及び職業能力検定の推進に関し必要な業務並びに他機関からの委託業務を行うこと。
- 2 前項に掲げる業務のほか、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務のうち宮崎県知事が定めるものを行うこと。

第 3 章 会 員 等

(会員の資格等)

第 5 条 本会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

- (1) 宮崎県協会の地区内に事務所を有する事業主等で、職業訓練を行うもの。
- (2) 宮崎県協会の地区内において職業訓練又は職業能力検定の推進のための活動を行うもので本会の目的に賛同するもの。
- (3) その他本会の目的に賛同するもの。

(加 入)

第6条 前条に掲げるものが本会の会員になるには、加入の申込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

2 会長は、前項の加入の申込みがあったときは、これを承諾するかどうかについて理事会の意見を聴かなければならない。

(脱 退)

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本会から脱退するものとする。

(1) 会員の資格を喪失したとき

(2) 解散したとき

(3) 除名されたとき

2 会員は、前項の規定によるほか、30日前までに書面により会長に申し出て本会を脱退することができる。

(除 名)

第8条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) 本会の目的の達成又は業務の運営を妨げたとき

(2) 会費の納入、その他会員の業務を怠ったとき

(3) 本会の信用を失わせる行為をしたとき

(議決権及び選挙権)

第9条 会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(届 出)

第10条 会員は、氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称・代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(名誉会員)

第11条 本会は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務に関し功労のあったものを名誉会員とすることができる。

第4章 総 会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第13条 会長は、毎事業年度1回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の意見を聴いて臨時総会を招集することがで

きる。

- 3 会員総数の3分の1以上に当たる会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は遅滞なく、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、開催日の5日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(議長)

第14条 総会の議長は、総会において選任する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画又は収支予算の決定又は変更
 - (3) 解散
 - (4) 会員の除名
 - (5) 役員の選任及び解任
 - (6) 会費に関する事項
 - (7) 重要な財産の処分
 - (8) その他会長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に掲げる事項につき、事業年度開始の日までに総会の議決がないときは、事業年度開始日から総会の議決があるまでの間の事業実施及び予算の執行については、理事会の承認を得て執行するものとし、この期間の事業の実施及び予算の執行については、総会の議決があったときに、当該年度の事業計画及び収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(総会の議事)

- 第16条 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。ただし、前条第1号、第3号及び第4号に係る議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。
 - 3 前2項の場合において、書面をもって議決権の行使を他の会員に委任した会員は、出席者とみなす。
 - 4 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事がこれに署名押印するものとする。

第5章 理事会

(理事会)

第17条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事（以下「会長等」という。）をもって組織する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。

- 5 理事会は、会長等の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 6 理事会の議事は、出席した会長等の議決権の過半数で決する。
- 7 前条第3項及び第4項の規定は、理事会の議事について準用する。

(理事会の議決事項)

第18条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務の運営に関する重要事項
- (3) この定款に基づき理事会が処理すべき事項
- (4) 規程等の制定、改正及び廃止
- (5) その他会長が必要と認める事項

第6章 役員

(役員)

第19条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	5 人以内
理 事	1 0 人以上～2 0 人以内
監 事	3 人

- 2 会長は、理事会の意見を聴いて専務理事を指名することができる。
- 3 専務理事は、常勤とする。

(役員の職務)

第20条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順位により、会長が事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは会長の職務を行う。
- 3 理事は、本会の業務を掌理し、あらかじめ会長が定める順位により、会長及び副会長に事故あるときは、会長の職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは会長の職務を行う。
- 4 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は宮崎県知事に意見を提出することができる。

(監事の兼職禁止)

第21条 監事は、会長、副会長、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第22条 本会と会長との利益が相反する事項については、会長は代表権を有しない。この場合には、監事が本会を代表する。

(役員の任免)

第23条 役員は総会において選任し、又は解任する。

- 2 前項の規定による役員の選任は、宮崎県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 役員を解任しようとするときは、その役員に弁明の機会を与えることができる。

(役員の任期)

第24条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後、又は辞任後も、新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第7章 参与等

(参与)

第25条 本会に参与を置く。

- 2 参与は、本会の業務の運営に関し、会長の諮問に応じ又は意見を述べることができる。
- 3 参与は、職業訓練及び職業能力検定に関する学識経験者の中から会長が理事会の意見を聴いて委嘱する。
- 4 参与は、非常勤とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 参与は、再任されることができる。

(顧問)

第26条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の意見を聴いて会長が委嘱する。

第8章 技能検定委員

(技能検定委員)

第27条 本会に、技能検定試験の実施に関する業務のうち技能の程度の評価に係る事項、その他の技術的事項を行わせるため、技能検定委員を置く。

- 2 技能検定委員は、技能検定に関し高い識見を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから会長が選任する。
- 3 技能検定委員は非常勤とし、その任期は会長が定める。

第9章 資産及び会計

(資産)

第28条 本会の資産は、会費、寄付金、補助金、事業に伴う収入等からなるものとし、理事会が別に定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会 費)

第30条 会員は、総会で別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 会員は、前項の会費の支払については、相殺をもって、本会に対抗することはできない。
- 3 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても返還しない。

(会計年度及び事業年度)

第31条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第32条 会長は、毎会計年度の事業計画及び収支予算を作成し、総会の議決を得なければならない。

(会計書類の作成及び監査)

第33条 会長は、毎会計年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、通常総会の終了の日から1月以内に、監事の意見書を添えて前項の書類を宮崎県知事に提出しなければならない。

(剰余金)

第34条 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰り越し、又は積立金として積み立てるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 定款の変更については、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

(解 散)

第36条 本会は、次の理由によって解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 破 産
 - (3) 設立認可の取消し
- 2 前項第1号に掲げる理由による解散については、宮崎県知事の認可を受けなければならない。

(清算人)

第37条 清算人は、前条第1項第1号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第3号に掲げる理由による解散の場合には宮崎県知事が選任する。

(財産の処分等)

第38条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、宮崎県知事の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決しないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、職業訓練又は職業能力検定の推進について、本会と類似の活動を行う団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、宮崎県に帰属する。

第11章 雑 則

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 会長は、事務局の運営に関する必要な事項を、理事会の議決を経て別に定める。

(公 告)

第40条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示して行うものとする。

(実施規程)

第41条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は本会の成立の日（昭和54年4月2日）から施行する。

(設立当初の役員の任期)

2 本会の設立当初の役員の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、本会の設立の日から昭和55年3月31日までとする。

(設立当初の会計年度及び事業年度)

3 本会の設立当初の会計年度及び事業年度は、第31条の規定にかかわらず本会の成立の日から昭和55年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、昭和61年6月1日から施行する。

附 貝

(施行期日)

- 1 この定款は、平成元年6月6日から施行する。

附 貝

(施行期日)

- 1 この定款は、平成5年6月10日から施行する。

附 貝

(施行期日)

- 1 この定款は、平成12年6月27日から施行する。

附 貝

(施行期日)

- 1 この定款は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項第8号については、職業安定法第33条第1項の無料職業紹介事業の許可を受けた日が平成16年10月1日より後になった場合は、当該許可を受けた日より施行するものとする。